

防火(防災)管理に係る届出者(管理権原者)票

No.

防火対象物 又は 建築物その他の工作物	所在地	
	名称	
階	名称 (電話番号)	管理権原者名 (法人の場合は、名称及び代表者名を記入する。)

私が、消防法第8条の2第1項(消防法第36条第1項において準用する場合を含む。)の規定に基づき、〇〇ビルの「防火対象物の全体についての防火(防災)管理上必要な業務を適切に行うために必要な権限及び知識を有する者」として選任する統括防火(防災)管理者に付与する権限等については、次のとおりです。

記

1 必要な権限の付与

(消防法施行規則第3条の3第1項第1号・消防法施行規則第51条の11)

統括防火(防災)管理者に「防火対象物の全体についての防火(防災)管理上必要な業務を適切に遂行するために必要な権限」として、次の権限を付与します。

- (1) 防火対象物の全体についての消防計画の作成及び変更に関する権限
- (2) 防火対象物の全体についての消火、通報及び避難の訓練の実施に関する権限
- (3) 防火対象物の廊下、階段、避難口その他の避難上必要な施設の管理に関する権限
- (4) その他統括防火(防災)管理者の責務を遂行するために必要な権限

2 防火(防災)管理上必要な業務

(消防法施行規則第3条の3第1項第2号・消防法施行規則第51条の11)

統括防火(防災)管理者に「防火対象物の全体についての防火(防災)管理上必要な業務」として、次の内容について説明を行っています。

- (1) 防火対象物の全体についての消防計画の作成及び変更に関すること。
- (2) 防火対象物の全体についての消火、通報及び避難の訓練の実施に関すること。
- (3) 防火対象物の廊下、階段、避難口その他の避難上必要な施設の管理に関すること。
- (4) その他統括防火(防災)管理者として行うべき業務に関すること。

3 防火(防災)管理上必要な事項

(消防法施行規則第3条の3第1項第3号・消防法施行規則第51条の11)

統括防火(防災)管理者に「防火対象物の全体についての防火(防災)管理上必要な事項」として、次の事項について説明を行っています。

- (1) 防火対象物の全体についての消火、通報及び避難の訓練の実施状況に関すること。
- (2) 火災、地震その他の災害が発生した場合における消火活動、通報連絡及び避難誘導に関すること。
- (3) 火災の際の消防隊に対する当該防火対象物の構造その他必要な情報の提供及び消防隊の誘導に関すること。
- (4) その他防火対象物全体についての防火(防災)管理上必要な事項

【根拠条文】

統括防火管理者の資格…消防法施行令(昭和36年政令第37号)第4条

統括防火管理者の要件…消防法施行規則(昭和36年自治省令第6号)第3条の3

統括防災管理者の資格…消防法施行令(昭和36年政令第37号)第48条の2

統括防災管理者の要件…消防法施行規則(昭和36年政令第37号)第51条の11